

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(VI-1-3))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	技能実習制度の適正な運営を推進すること(施策目標VI-1-3) 基本目標VI: 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を すること 施策大目標1: 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代の ニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア 形成の支援等を行うこと				担当 部署名	人材開発統括官	作成責任者名	参事官(海外人材育成担当) 高松 利光						
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。 ・ 平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により、以下の内容が盛り込まれた新たな技能実習制度が施行された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 監理団体は許可制、実習実施者は届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする ② 外国人技能実習機構を認可法人として設立し、監理団体等に対する実地検査や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行う ③ 通報・相談窓口の整備、人権侵害行為等に対する罰則等の整備 ④ 入管法令・労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の態態に応じて許可の取消等の行政処分を行う 													
施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生数は令和元年までは増加を続けており、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け対前年比減となっていたものの、新型コロナウイルス感染症への対応における水際対策の緩和を受け増加に転じ、令和6年末時点では約46万人に上る。 ・ 法令違反や不正な行為等が認められる実習実施者又は監理団体については、事案に応じて、技能実習計画の認定の取消しや監理団体の許可の取消し等の行政処分を行っている。令和6年度には、監理団体の許可の取消しが54件、技能実習計画の認定取消しが574件となっている。 ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を創設する育成就労法が令和6年6月に成立し、令和9年4月の施行に向けて、既に策定した基本方針のほか、関係政令・省令等の整備、受入れ対象分野等を定める分野別運用方針の策定、送出国とのMOCの締結、外国人技能実習機構を改組し設立する外国人育成就労機構の体制整備などの対応を進めている。 													
施策実現のための課題	1	・ 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されており、引き続き実習実施者における労働関係法令の周知及び遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。												
	2	・ 適正な技能実習を行うために技能実習生ごとに技能実習計画を作成することとしているが、技能実習の目標及び内容、実習を行わせる体制、実習生の待遇等が法令の基準に適合していること等の要件について、適正に認定を行い、これに基づき技能実習が行われることで、技能等の移転を通じて、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与するという制度趣旨に沿った制度運用が行われる必要がある。												
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由								
目標1 (課題1)	実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保					外国人技能実習機構が実習実施者に対して実地検査を行うことで、労働関係法令違反等への迅速な対応や違反発生を未然に防ぐことにつながり、技能実習制度の適正な運営の推進に寄与するため。								
目標2 (課題2)	技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施					認定を受けた計画に基づく適正な技能実習を実施するとともに、実習生の技能等の習得状況及び実習後の状況を把握し、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転を実現するため。								
達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		年度ごとの実績値								
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
○1	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査等件数(アウトプット)	7,886件	平成30年度	21,000件	令和7年度	-	13,000件	16,000件	19,000件	21,000件	施策目標達成のため、外国人技能実習機構による実地検査等により、実習実施者における技能実習法の遵守徹底を図る必要があることから、主要な測定指標に設定した。 ※本指標は令和4年度から設定。		目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。	
						24,105件	22,025件	21,616件	21,292件 (速報値)	/				
2	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(アウトプット)	1,448件	平成30年度	7,000件	令和7年度	2,000件	4,500件	5,000件	7,000件	7,000件	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、測定指標として設定した。		目標値は、平成30年度以降の実績値を踏まえて設定している。	
						8,201件	7,676件	7,161件	7,147件	/				
3	実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)	100%	平成30年度	95%	令和7年度	95%	95%	95%	95%	95%	技能実習生の安全衛生確保の観点から、外国人技能実習機構が技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じており、その実効性を測る観点から、測定指標として設定した。		目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。	
						95.8%	95.2%	97.2%	96.7%	/				

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度)	※	※	※	1~3	※	002639
		※	※				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
④ 標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合 (アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和7年度	80%	80%	80%	80%	80%	申請された技能実習計画の適正な審査は当然ながら、技能実習の円滑な実施のため、申請された計画どおりに技能実習を開始できるよう、定められた標準処理期間内に処理した技能実習計画の割合を測定指標とした。 また、標準処理期間内に処理できなかった技能実習計画については、その原因や背景を分析する。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 令和6年度実績値84.3%は、分母:技能実習計画の措置件数(318,053件)、分子:標準処理期間(※)内の措置件数(268,137件)から算出したもの。 ※技能実習計画の認定に当たって、段階別に標準処理期間(第1号技能実習計画:2か月以内、第2号及び第3号:5週間以内)を設定してい
5 技能実習計画の認定件数 (アウトプット)	270,000件	平成30年度	330,000件	令和7年度	300,526件 175,098件	250,000件 251,678件	300,000件 355,894件	360,000件 323,101件	330,000件	申請された技能実習計画の件数に応じた認定審査の件数が技能実習の円滑な実施に資するため、技能実習計画の処理件数を測定指標とした。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
6 第2号技能実習の修了時に受検が必須とされている技能検定等の実技試験の合格率 (アウトカム)	89%	令和2年度	85%	令和7年度	- 89.2%	85% 88.2%	85% 89.6%	85% 88.6%	85%	認定計画に基づいた効果的な技能実習により、初級の技能者相当の技能の修得状況を反映する指標であることから、測定指標とした。 ※本指標は令和4年度から設定。	目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。 なお、令和2年度から集計しているため、当該年度を基準年度とした。
(参考指標)					令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由	
7	外国人技能実習生の在留者数(※各年末現在)				276,123	324,940	404,556	456,595		外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。	
8	外国人技能実習機構が技能実習生に行った母国語相談件数				23,701	17,332	14,307	14,009		技能実習生からの相談件数について制度を取り巻く近況把握のため参考指標として「外国人技能実習機構が技能実習生に行った母国語相談件数」を設定	
9	外国人技能実習機構が実習実施者に対して行った実地検査のうち、技能実習法違反が認められた件数及び割合				8,283 34.4%	8,843 40.1%	8,371 38.7%	8,525 40.1%		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
10	技能実習生の労働災害発生件数(休業4日以上)				1,912	1,301	1,692	1,874		達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
11	各年度において実地検査の対象とされる監理団体数(上段)及び実際に実地検査を行った監理団体数(下段)				3,222 3,216	3,505 3,415	3,632 3,540	3,718 3,597	3,755	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
12	各年度において実地検査の対象とされる実習実施者数(上段)及び実際に実地検査を行った実習実施者数(下段)				20,601 23,139	21,648 21,091	22,628 20,621	23,958 (速報値) 20,627	集計中	達成目標1を補足するものを参考指標として設定したものの。	
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等	行政事業レビューシート予算事業ID				
		予算額	予算額								
		執行額	執行額								
(2)	外国人技能実習機構に対する交付金 (平成27年度) (再掲)	※	※	※	4~6	※	002639				
		※	※								

施策の予算額(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	政策評価実施予定時期	令和5年度
	6,253,617	6,628,085	7,697,198		
施策の執行額(千円)	6,229,853	6,612,536			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について(抄)	令和7年3月11日閣議決定	第五 特定技能制度及び育成就労制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項 2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の適正な保護 「また、機構は、育成就労制度の主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使するとともに、育成就労制度の主務大臣等とあいまって育成就労外国人の保護に当たる主体として位置づけられていることを踏まえ、その指導監督機能や支援・保護機能、1号特定技能外国人に対する相談援助機能を適切に果たすことができるよう必要な体制等を整備する。」		
	経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)	令和7年6月13日閣議決定	第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 4. 国民の安心・安全の確保 (5) 外国人との秩序ある共生社会の実現 (出入国在留管理の一層の適正化) 「育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。認定日本語教育機関の体制整備・活用を進める。」		

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。